

香国保連発第 425-2 号  
平成 26 年 8 月 1 日

各 事 業 所 殿

香川県国民健康保険団体連合会  
事務局長 近藤 高行  
(公印省略)

### 介護保険インターネット請求及び電子媒体化ソフトの提供について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

介護給付費の伝送請求につきましては、本年 11 月請求分よりインターネット請求が可能となります。変更予定事業所の方は「介護給付費の請求及び受領に関する届(請求媒体・インターネット)」にて変更依頼の申請をお願いいたします。

なお、変更申請様式等については 8 月中旬を目途に本会ホームページへの掲載を予定しております。これに伴い、現在使用中の ISDN 回線については 平成 30 年 3 月末日までとなりますので、順次、切り替えをお願いいたします。

この機会に、紙・電子媒体 (FD・CD-R 等) で請求されています事業所様におかれましても、インターネット請求のご検討をお願いいたします。

今後の請求方法については、以下のようになります。

1. 伝 送 請 求・・・インターネット (平成 26 年 11 月請求分より開始)  
・・・ ISDN (平成 30 年 3 月末日まで)
2. 紙帳票請求・・・伝送及び電子媒体請求への変更をご検討下さい。
3. 電 子 媒 体 (FD・CD 等)・・・今まで通り

また、現在紙帳票にて請求されている事業所様におかれまして、次に挙げるサービスのみの請求、又は主治医意見書作成料請求書の請求をされている事業所様については、国保中央会にて電子媒体化ソフトが開発されましたので是非ご利用ください。本会ホームページよりソフト (無償) を入手し、簡単に請求明細書に必要な情報が入力でき、CD-R 等に保存→連合会へ提出することができるようになりますので、お知らせいたします。

1. 様式第二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与
2. 様式第二の二 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与
3. 主治医意見書作成料請求書

※ただし、請求明細書・主治医意見書共に上限 100 件まで

※平成 26 年 9 月 25・26 日に事業所説明会を予定しています。詳細については、別紙 1 をご参照ください。

## 介護保険インターネット請求説明会

日頃より本会の業務運営につきましては、格別のご理解ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年11月より、介護保険インターネット請求の開始に伴い、下記の日程で説明会を開催いたします。事前アンケートの出席希望の結果をもとに、事業所の所在地によって日時の区分をさせていただきました。ご都合が合わない方は他の地区の開催日程に参加いただいても構いませんが、席数に限りがあることはご了承ください。(満席500席) また1事業所1名(同一法人等で複数の事業所を管理されている場合は2名以内)でお願いいたします。

### 記

場所：高松テルサ 1階ホール  
高松市屋島西町2366番地1  
TEL (087) 844-3511

所要時間：2時間

日程	事業所所在地	受付開始時間	説明会開始時間
9月25日(木)	高松市	13時	13時30分
9月26日(金)	坂出市・さぬき市 東かがわ市・小豆郡 木田郡・香川郡・綾歌郡	9時30分	10時
	丸亀市・善通寺市 観音寺市・三豊市 仲多度郡	13時	13時30分

※受付時に事業所番号・事業所名・参加人数を受付簿にご記入いただきます。  
ご協力よろしくお願いたします。

内容：介護電子請求受付システムの概要および操作方法について

**資料につきましては必ず本会ホームページよりダウンロードしてご持参ください。  
(掲載予定8月中旬)**

※駐車場は高松テルサをご利用ください。駐車券はカウンターにて受付していただけますと無料になります。当日は混雑が予想されますので、できるだけお乗り合わせの上ご来場いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「介護電子媒体化ソフト」の提供について

1. 本ソフトは 主治医意見書作成料請求書 及び 現在、紙媒体により下記サービスの請求明細書の提出を行っている事業所用に開発されたソフトです。本システムを使うことでパソコンのディスプレイ上の紙請求様式イメージに、紙請求様式とほぼ同じ感覚で画面入力を行うことにより、電子化された請求明細書を作成することができます。

記

※作成可能な請求明細書は以下のとおりです。

- ① 様式第二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与  
様式第二の二 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与
- ② 主治医意見書作成料請求書  
※ただし請求明細書・主治医意見書共に上限100件まで  
上記様式以外は対応不可となります。

以上

### 《請求の流れ》

- |   |
|---|
| ① 国保連合会ホームページから介護電子媒体化ソフトのパッケージ媒体、マニュアル等入手します（無償）             |
| ↓   |
| ② 介護電子媒体化ソフトをインストールします  |
| ↓   |
| ③ 介護電子媒体化ソフトで、請求明細書に必要な情報の画面入力をします                            |
| ↓   |
| ④ 必要な情報が入力された請求明細書を CD-R 等に保存します                              |
| ↓   |
| ⑤ 国保連合会に CD-R 等を提出します<br>※紙媒体・伝送（ISDN 回線・インターネット回線）には対応していません |

2. 介護サービスの請求を ISDN 回線（インターネットへ移行予定）及び磁気媒体にて請求明細書の提出を行っている介護事業所については必要ありません。
3. ソフトの利用は任意とします。  
ペーパーレス化にご協力を宜しくお願いします。